

基発第1126002号

平成19年11月26日

熊本労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長

(公 印 省 略)

義肢等補装具（顎及び頭部による操作機能）の基準外支給について（回答）

平成19年11月5日付け熊労発基第171号にてりん伺のあった標記につき、下記のとおり回答する。

記

平成18年6月1日付け基発第0601001号「義肢等補装具支給要綱の制定について」の別添「義肢等補装具支給要綱」の5に定める基準外支給として差し支えない。